

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応を契機として、プラスチック資源の循環推進の重要性がより一層高まっている。

このような状況を踏まえ、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進するための根拠規定や、事業者、県民の責務規定を追加するなど、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 条例の名称等の見直し

資源の循環的な利用等の推進に係る内容の拡充を図ることから、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の推進」を追加する。

(2) 県の責務の追加

プラスチックをはじめとする資源の循環的な利用等の推進や美化活動の拡大等を図るため、次の責務を追加する。

- ・プラスチック資源循環推進等計画の策定
- ・事業者、県民及び市町村と連携した美化活動の推進
- ・環境教育の推進

(3) 事業者及び県民の責務の追加等

ア 地域における美化活動への協力

事業者や県民の責務として、県及び市町村が実施する美化活動の推進に関する施策への協力について追加する。

イ ポイ捨て禁止規定に係る例示記載の見直し及び廃棄物の散乱防止

ポイ捨て禁止の対象とするごみの例示として、空き缶、空き瓶等に加えて、「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製買物袋」を追加するとともに、ごみを捨てる際の廃棄物の散乱防止に関する規定を追加する。

(4) 産業廃棄物の保管場所の届出の適用除外の拡大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の認定（親子会社認定）を受けた複数の事業者が一体として処理を行う場合は、当該産業廃棄物の保管場所については、条例に基づく産業廃棄物の保管場所の届出を不要とする。

3 施行日

公布日施行。ただし、2(4)の改正は、令和4年8月1日施行。